

パブリックコメント「(仮称)習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例(案)」いただいた御意見と市の基本的な考え方

平成27年9月14日習志野市保健福祉部障がい福祉課

募集期間：平成27年8月20日(木)～平成27年9月11日(金)

No	御意見の概要	市の考え方
1	条例案の題名が長すぎる。	条例名については、できるだけその名称から条例の趣旨を御理解いただけるようなものにしたいと考えております。 御意見にもありますように、長い名称では親しみにくい恐れもございますので、 正式名称の他に、通称名を提案していく ことで、親しみやすいものにしてまいります。
2	条例名を「障がいのある人もない人も心をかよわせ絆を深める、コミュニケーション条例」としてはどうか。コミュニケーションを図るには手話、点字に限ったものではありません。障がいの特性、また個々により、様々な手段があると思います。「手話、点字等の手段」について、別紙に書かれている説明文を読まなければわかりません。	手話や点字は伝達手段の 例示として挙げたもの であり、御意見のとおり様々な手段が想定されます。そこで、条例案第2条(3)において「手話、点字等の伝達手段」の定義をし、 様々な伝達手段をここに列挙する形としております 。説明文を読まなければわからないという御意見を参考に、今後の周知・普及等に生かしてまいります。
3	手話言語条例とするか、または障がい者全般に関するかどうかどちらかに徹底していただきたい。点字をいれるのでしたら、それに加えて、沢山の情報弱者への配慮と、これからの電子機器利用の配慮を入れた条例も改めて作成されるべきでは。障害者コミュニケーション条例をあらためて作成されることを望む。 手話が強調されていて手話を強調したいのであれば、手話のみの条例としてもよいのではないのでしょうか。 視覚障害者をいれるのであれば、他にも情報弱者がいる。ALSや脳梗塞などで身体が不自由な方々、ガンなどで、声帯をなくされた方、知的障害者など様々な方がいる。最後にふれられてはいるが、もっと中心の位置にその部分を掲載すべきでは。	御意見のとおり、障がいをお持ちの方々には、情報弱者と言われる方々がいらっしゃると思いますので、それぞれの方に適した配慮が必要であります。 本条例は、障がい者全般に関する、情報とコミュニケーションの保障を目指すものです。条例の目的を実現するための責務として、合理的配慮により社会的な障壁を取り除くことを定めておりますが、合理的配慮の実施においては、当然電子機器を含めそれぞれの障がいをお持ちの方に合った配慮が必要となってきます。また、その中でも手話が言語として法的に認められたことを受けて、 情報とコミュニケーションの保障の一環としてその普及を実施していく ものですので、市としては一つの条例として、成立を目指していきたいと考えております。

4	<p>副題には点字等ではなく、点字、音声となるべきでは。視覚障害者において、点字は基本となる情報手段ではあるが、現実には、音声の方が今はよく使われている。点字のことをメインにするのは時代的に合わない。</p>	<p>音声という手段が、視覚障がいをお持ちの方に広く普及しているという貴重な御意見をありがとうございます。 条例名の「手話、点字等」のなかには、あらゆる障がいをお持ちの方の、情報伝達的手段が含まれております。音声はもちろん、手話、点字、代読、絵カード、文字盤、筆談等を始め、あらゆる障がいをお持ちの方それぞれに適している手段が、「手話、点字等」という語句には含まれております。御意見をいただきました音声につきましては、本条例案前文及び第2条第3号ににおいて音訳等の標記で記載するよう修正します。 また、条例名及び条文において「点字等」を代表例示としていることについては、視覚障がいをお持ちの方が利用される伝達手段を象徴する意義を持つものとして標記しております。その他の伝達手段を否定するものではありません。</p>
5	<p>障がい者全体としての条例にするには以下の条文に変更を。(下線は、意見者による) 第1条この条例は、手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーションの保障のため、<u>手話の普及と促進等、障がいの特性に応じたコミュニケーションを図るために必要な方法を学ぶと共に、障がいについての理解を深め、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することを目的とする。</u> 第3条(2)障がい者のコミュニケーションを図るための手段として手話や点字等、障がいの特性に合った意思疎通のための方法を学び、障がいについての理解と認識を広め支えあう。</p>	<p>第1条に対する御意見の「障がい特性に応じたコミュニケーションを図るために必要な方法を学ぶ」ことに関しては、具体的な施策を規定した条例案第8条(2)の人材等の養成、同条(3)の教育場面における環境整備及び第9条(2)の内容に該当しております。 また、第3条(2)に対する御意見につきまして、第3条では本条例案の基本理念を謳っているものであり、御意見にあります障がい者全般の情報コミュニケーション保障に関する施策に関することは、第8条全般に規定するものとしております。</p>
6	<p>手話については、これまでの手話の歴史を簡単に説明されると、他の方の理解が得やすいのではないか。この条例の必要性を、一般市民に理解させるには、その辺りをきちんと説明していただくのが必要かと思う。</p>	<p>御意見を参考に、条例施行にあたり理解を広めてまいります。</p>
7	<p>この条例を作成されるのなら、福祉課の窓口で点字の習得手段や、視覚障害者の団体の紹介を積極的にしていきたい。</p>	<p>御意見を参考に取り組んでまいります。</p>

8	<p>責務について、（下線部は意見者による） <u>非営利の市民活動団体、市民への努めなければならない</u> <u>については、市民活動団体への文言はもう少し柔らかく</u> <u>義務ではない表現の方が良いと思います。例えば、合理的</u> <u>配慮を考えて活動するよう心掛けるものとする。市民</u> <u>団体は自主性を喚起する文言でよいのではないかと思います。</u></p>	<p>「努めるものとする」は<u>法令上特有の表現で、強い強制力（義務）を持つものではありません。</u>その趣旨の実現を目指すものであり、原則的な方針を示すものと考えております。</p>
9	<p>第9条 市は第5条第1項の規定に基づき、手話の普及と促進、また障がい特性に応じたコミュニケーションを図るために次に掲げる施策を実施する。（4）前3号に掲げるもののほか、要約筆記、点字、指点字、代読、絵カード、文字盤、筆談、パソコン他、障がいの特性に応じたコミュニケーションを図る方法を利用し、意思疎通が出来るために必要な環境整備等必要な施策を行う。</p>	<p>御意見につきましては、障がい者全般に係る施策に関わります。その内容につきましては、第8条(1)にて「障がい者が利用又は選択する手話、点字等の伝達手段によるコミュニケーションの円滑化を図ること」に該当するとしております。また、御意見にあります「要約筆記、点字、指点字、代読、絵カード、文字盤、筆談、パソコン」につきましては、<u>これらを含むものとして「手話、点字等の伝達手段」として第2条(3)に規定しております。</u></p>

※御意見は一部要約させていただいております。